

山梨県公報

号外第十五号	平成十七年 三月二十九日	火 曜 日
--------	-----------------	-------

目 次

選挙管理委員会
北杜市議会議員一般選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに
対する裁決……………一
北杜市長選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決……………五

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第十一号

平成十六年十一月二十八日執行の北杜市議会議員一般選挙の選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決した。

平成十七年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

裁 決 書

山梨県北杜市高根町下黒澤四〇七五番地一三
審査申立人 片桐秀治(六十七歳)

右審査申立人から平成十七年二月三日付けで提起された平成十六年十一月二十八日執行の北杜市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

- 一 本件審査申立てのうち、北杜市議会議員一般選挙における選挙の効力及び当選の効力に関することについては、その申立てを棄却する。
- 二 本件審査申立てのうち、峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙における選挙の効力及び当選の効力に関することについては、その申立てを却下する。

第一 審査申立ての要旨及び理由
審査申立人(以下「申立人」という。)は、平成十六年十一月二十八日執行の北杜

市議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における選挙の効力及び当選の効力に関し、平成十六年十二月三日に北杜市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に対して異議の申出をしたが、市委員会は、平成十七年一月十三日、この異議申出のうち、本件選挙の効力及び当選の効力を無効とする決定を求めた部分については、その異議申出を棄却し、一部事務組合の選挙の効力及び当選の効力を無効とする決定を求めた部分については、その申出を却下する決定(以下「原決定」という。)を行った。

申立人は、この原決定を不服として、山梨県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるとともに、予備的に、仮に本件選挙が有効である場合には本件選挙の当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを行ったものである。

申立人の審査申立ての理由とするところは、審査申立書、反論書及び当委員会に対し提出された証拠書類等に従って要約すれば、次のとおりである。

一 北杜市の合併に際し調印された合併協定書によると、合併後の北杜市において、条例、規則に関する協定項目として、北杜市の設置に伴い廃止される明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村(以下「合併関係町村」という。)において共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により制定するものとして決定されている。合併関係町村の議員定数は、合併関係町村の条例によりそれぞれ定められているが、この協議の決定により、北杜市においては合併後最初に行われる選挙により議員が選出されるまでの間、北杜市議会議員の定数については、合併関係町村の議員定数が適用されなければならない。即ち、合併関係町村の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号。以下「合併特例法」という。)(第七条第一項を適用し、引き続き北杜市議会議員に在任することとして、この協議の決定が拘束している。

また、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「自治法」という。)(第九十一条によると合併関係町村の議会の議員の定数は、人口の増減であると廃置分合と境界変更であると、当該議員の任期四年中はその数をもって定数とする旨規定するものであるから、合併関係町村の議会の議員の定数又は在任期間は当該議員の任期満了の日までは、「不変定数又は不変在任期間」である。法と協議に基づき、合併関係町村の議員は北杜市議会の議員に在任することができるにも関わらず、市委員会が執行するべき理由のない本件選挙を執行したので、旧高根町議会議員である申立人をはじめ合併関係町村の議会の議員は、身分を変更された。なお、合併協定事項として、合併特例法第六条第一項の定数特例を適用する旨を決定しているが、これは同法第七条第一項の在任特例を適用後に行われる選挙に適用されるものであ

る。

二 北杜市における条例、規則等は、合併に関する協議において特に指定したものの、即ち合併関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等を合併関係町村の例により制定しなければならない。北杜市長職務執行者は、この協議の決定の趣旨に反し、合併関係町村において制定されていない公費負担条例を専決処分した。制定される理由のない公費負担条例を適用した本件選挙は、無効である。

三 本件選挙の執行に当たった市委員会は、自治法第二百五十二条の十七の九に規定する臨時選挙管理委員で組織されたものと認められる。山梨県知事が、北杜市議会を軽視して、臨時選挙管理委員を選任して、かつ、本件選挙を管理執行させた違法不当な行為により、憲法が保障する選挙により選出された議員の身分を変更した所為は、断じて法が許さない。臨時選挙管理委員を選任し、執行する理由のない本件選挙を管理執行させた山梨県知事の責は、免れない。

四 市委員会は、選挙期日及び立候補届出予定者説明会の開催について、行政区長を経由した「回覧」及び「防災無線」等の方法により周知したとしている。しかし、選挙人の権利を勘案すれば、全戸配布による適当な方法を用いるのが当然である。市委員会は、本件選挙の期日の告示及び事務手続き等の周知を怠った。

五 市委員会は、申立人が新聞折り込みにより頒布しようとした「全国市民連合会二コース」に関し、当該折り込みを請け負った新聞店に対し、違法性を指摘するなど、頒布差し止めを示唆し、申立人の選挙妨害に留まらず、政治団体の政治活動に対する妨害に当たる行為をした。

六 市委員会は、立候補予定者説明会に出席した浦島裕一が市長選挙と本件選挙の立候補手続きに関する資料を求めたところ、市長選挙の資料の交付を拒否し、本件選挙に関する資料のみを交付し、選挙の権利の行使を妨害した。

七 清里観光振興会（以下「振興会」という。）は、北杜市宮清里駅西駐車場の指定管理者であり、振興会と北杜市との間には、同駐車場の年額使用料四百五十万円の請負関係が生じている。このため、振興会の副会長である本件選挙の当選人利根川昇は、自治法第九十二条の二に規定する関係を有する者である。然るに、現在もなおその職にあることから、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第百四条の規定より当選は失われたものと判断される。

八 平成十六年十二月十日執行された峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙（以下「企業団議会議員選挙」という。）の候補者であるところの本件選挙の当選人三十七名は、重複立候補等を禁じた公選法の規定に抵触し、その職を辞したものと判断される。

また、峡北地域広域水道企業団（以下「企業団」という。）は、営利を目的とし

た水道給水事業者であり、北杜市に対し請負をする法人である。このため、企業団議会議員選挙の当選人篠原真清、篠原珍彦、中嶋新、古屋富藏、田中勝海及び岡野淳の六名は、自治法第九十二条の二に規定する関係を有する者に該当する。然るに、現在もなおその職にあることから、公選法第百四条の規定により企業団議会議員選挙の当選を失うべきものである。

企業団議会議員選挙において、その候補者は本件選挙により選出された市議会議員に限定された。よって、市委員会は、本件選挙と企業団議会議員選挙を同時に執行したものと解される。企業団議会議員選挙であると本件選挙であると、無効を裁決しなければならぬ。

第二 裁決の理由

当委員会は、審査申立てについてその要件を審査した結果、本件選挙における選挙の効力及び当選の効力に関することについては、適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書及び物件の提出を、申立人から反論書の提出を、関係機関等から物件等の提出をそれぞれ受け、慎重かつ厳正に審理を行った。

選挙の効力を争う争訟において、選挙が無効となるのは公選法第二百五条第一項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつその規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反する場合、又は直接その明文の規定がなくても、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合をいうとされている（昭和二十七年十二月四日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、即ち候補者の当落に、現実が生じたところと異なつた結果の生じる可能性のある場合をいうとされている（昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決）。

こうした観点にたつて、本件選挙における選挙の効力について判断する。

一 北杜市の合併に際しては、合併に伴い廃止された合併関係町村の間で、自治法第二百五十二条の二第一項及び合併特例法第三条第一項を適用し、峡北地域合併協議会（以下「合併協議会」という。）が設置され、合併に関する協議が整い、合併協定書が調印された。

市町村の設置を伴う廃置分合をしようとする場合においては、合併が行われた時点で、合併関係市町村（その一部の区域のみが合併市町村の区域となるものを除く。）の議会の議員は全て、又はその一部の区域のみが合併市町村の区域となる合併関係市町村の議会の議員のうち当該区域に住所を有するものが、その身分を失う。

よって、自治法第九十一条第七項から第十項までに定められた手続きに従い、あらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定め、公選法第三十三条第三項及び第一百七十七条の規定により、自治法第七條第六項の市町村の設置の告示による設置の日から五十日以内に、新しい定数に基づき、合併市町村の議会の選挙を行うこととされている。

これに対し、合併特例法第六條第一項の規定により、合併市町村の議会の議員の定数について、自治法第九十一条第二項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議員の任期に相当する期間に限り、本来の上限である同項に規定する数の二倍の範囲で、定数を定めることができる旨が定められている。

合併協議会において、北杜市の合併に際しては、最初に行われる選挙により選出される議会の議員の定数について、合併特例法第七條による議員の在任特例を適用せず同法第六條第一項の規定を適用し三十七人とする事とし、合意に至った後、同法第六條第八項により平成十五年十月十六日に合併関係町村の全ての議会がこの協議を議決し、その旨を告示し最終的に決定されている。即ち、北杜市の合併に際しては、合併特例法第七條による議員の在任に関する特例を適用せず、設置選挙を執行するものとされ、その選挙における定数は、この協議により定められた定数である三十七人とされたものである。市委員会が、この定数三十七人を適用して本件選挙を執行したことに違法はない。

申立人は、合併関係町村の議会の議員については、合併特例法第七條第一項が適用され、北杜市議会において引き続き議員として在任する旨を主張しているが、仮に、申立人の主張のとおり北杜市の合併に際し合併特例法第七條第一項の議員の在任特例を適用するとすれば、合併関係町村において同法第七條第一項に規定する協議が行われ、同法第七條第四項において準用する同法第六條第八項による手続きを経なければならぬ。しかし、合併協議会における協議及び合併関係町村の協議において合併特例法第七條第一項を適用することが決定された事実はない。

申立人は、北杜市の合併に関する協議において、合併特例法第六條第一項を適用することを決定していることについて、同法第七條第一項の議員の在任に関する特例を適用後、最初に行われる選挙において同法第六條第一項を適用するものであると主張している。しかし、既に述べたとおり、北杜市の合併に際して、合併特例法第七條第一項を適用した事実はない。なお、合併特例法第七條第二項によれば、同法第六條第一項の協議が成立した場合には、同法第七條第一項は適用しないと規定されており、同法第七條が適用される余地がないことは、法文上においても明らかである。

また、申立人は、合併協定書において、合併関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定すると決定されていることを根拠に、合併関係町村の議会の議員の定数を定めた定数条例が、北杜市においても適用され、自治法第九十一条の規定により合併関係町村の議会の議員の任期及び定数は廃置分合にかかわらず適用されることを主張する。しかし、既に見たとおり北杜市の設置に伴い最初に行われる選挙である本件選挙の定数は、合併特例法第六條第一項の規定を適用し三十七人とする事として適法に措置されたものであり、合併関係町村の議会の議員の定数に関する条例が適用される余地はない。

なお、自治法第九十一条第七項において、市町村の設置を伴う廃置分合をしようとする場合においては、設置関係市町村の協議により、設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される議会の議員の定数を定めなければならない旨を規定している。これは、廃置分合に伴い廃止される市町村の議会の議員が当然に身分を失い、新たに設置される市町村の議会においては、公選法第三十三条第三項及び第一百七七條による選挙を執行しなければ議員が在任せず、条例を議決すべき議会が成立しないため、あらかじめ設置関係市町村の議会において新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めることを義務付けたものであることは明らかである。北杜市の合併に際して合併関係町村は、自治法第九十一条第七項により定めるべき北杜市議会の議員の定数は二十六人とし、合併関係町村の議会の議決を経て告示しており、この定数が同法第九項の規定により同法第一項の規定に基づく条例により定められた定数とみなされるものである。なお、本件選挙においては、この定数によることなく、合併特例法第六條第一項の規定により三十七人を定数としたことについては、既に述べたとおりである。自治法第九十一条には、申立人が主張するような、合併関係町村の議会の議員の定数及び任期が北杜市の合併後においても適用されるなどという規定はない。

二 普通地方公共団体の設置があつた場合には、自治法第二百五十五条の規定により地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第一条の二から第四条までにその臨時措置に関する規定が設けられている。これらの規定によれば、北杜市の設置に伴い、未だ議会が成立していない時点において、本件選挙及び北杜市長選挙を執行するに当たり、自治法及び公選法の定めるところにより欠くことのできない条例について、北杜市長職務執行者が専決処分することを妨げるものではない。また、公選法第四十一条第八項及び同法第四十三條第十五項の規定により、市の議会の議員又は長の選挙については、条例で定めるところにより、公職の候補者の自動車の使用及びボスターの作成について無料とすることが

できるとされている。即ち、法律により市はこれらの公費負担に関する条例を定めることを認められているところであり、合併関係町村において選挙運動の公費負担に関する条例などが制定されていないことを根拠に、北杜市においてこの条例を制定する理由がないということはできない。

本件選挙の執行に関し、北杜市長職務執行者により制定、公布された条例はいずれも適法に施行されたものであり、本件選挙は、公選法及びこれらの条例等に基づき執行されたものであると認められ、申立人の主張には、理由がない。

三 普通地方公共団体の設置があつた場合の選挙管理委員について、議会が成立し正規の委員が選ばれるまでの間の措置については、自治令第四条に規定されている。北杜市においては、この規定により合併関係町村の選挙管理委員であつた者の互選により定められた者が選挙管理委員に充てられ、本件選挙を執行したものである。北杜市の合併に際し、申立人が主張する自治法第二百五十二条の十七の九に規定する臨時選挙管理委員が、山梨県知事により選任された事実はなく、申立人の主張は失当である。

四 市委員会は、本件選挙の執行期日を定めた後、報道機関等に選挙に関する情報を提供し、市広報、回覧板等による周知、防災行政無線等の設備を利用した周知等を行っている。市委員会が、本件選挙に関する周知啓発等を怠つたという主張には、理由がない。

また、市委員会は、本件選挙の期日について、公選法第三十三条第三項の規定に基づき、同条第五項第四号に定める期日である平成十六年十一月二十一日に告示しており、申立人の主張には、理由がない。

五 申立人が主張する「全国市民連合会ニュース」とは、公選法第四百四十二条第一項により本件選挙において選挙運動用文書図画として頒布することが認められている適法な選挙運動用文書図画でないことは明らかである。従つて、市委員会が行つたとされる本件文書に関する措置は、その内容を検討するまでもなく選挙の権利の行使の妨害には当たらない。

六 原決定及び弁明書によれば、浦島裕二は、本件選挙の立候補予定者説明会において市長選挙に関する立候補届出書類の交付を請求し、市委員会はこれに対し重複立候補禁止の趣旨を説明したところ、同人は改めて交付を請求しなかつたとされている。また、この説明会以降、同人が市委員会に対し請求を行った事実もない。従つて、市委員会が同人の請求を拒否したという事実はなく、市委員会が同人の選挙の権利を妨害したという主張には、理由がない。

七 本件選挙の当選人である利根川昇は、振興会の副会長であり、振興会は自治法第二百四十四条の二第三項及び北杜市営清里駅西駐車場条例第八条の規定により指定

を受けた同駐車場の指定管理者である。

八 公の施設の管理について指定管理者制度を定めた自治法第二百四十四条の二第一項によれば、指定管理者による公の施設の管理は、条例で定めるところにより、法人その他の団体である当該地方公共団体が指定するものに当該施設の管理を行わせることができるものとされている。この条例の定めとは、指定管理者の指定の手續き、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、その他の必要な事項であるとされ、この条例に基づく指定管理者の指定においては、地方公共団体が指定の期間を定め、事前に議会の議決を経なければならぬとされている。このため、指定管理者による公の施設の管理とは、議会の議決を経て、指定管理者が地方公共団体に代わつて行うものであり、地方公共団体と指定管理者との関係は、取引関係に立つものではなく、自治法上の兼業禁止の規定は適用されないと解されている。

よつて、利根川昇が振興会副会長の職にあることをもつて、自治法第九十二条の二に規定する関係を有する者であるとし、本件選挙の当選を失つという申立人の主張には、理由がない。

八 一部事務組合である企業団議会議員選挙については、公選法第二百六十七条第一項において法律に特別の定めがあるものとして公選法の適用が除外され、自治法第二百八十七条の規定による一部事務組合の規約により定めるところにより執行される。企業団の規約によれば、企業団の議会の議員は、構成団体の議会の議員から選挙することとされている。規約において構成団体の議会の議員から選挙することとした場合には、構成団体である市町村の議会において、自治法第十八条第一項から第四項までの規定が準用され、選挙が執行されるものと解されている。

申立人は、市委員会が企業団議会議員選挙を執行したと主張するが、北杜市議会から提出された平成十六年十二月十日開会の臨時議会の議事録によれば、同日に北杜市議会において北杜市を構成団体とする企業団外四の一部事務組合の議会の議員の選挙が執行されている。企業団の規約及びこの事実からも明らかとなり、企業団議会議員選挙の執行機関は、北杜市議会である。申立人の企業団議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力における主張は、その理由を審理するまでもなく、明らかに本件選挙に関する公選法第二百二条又は第二百六条に規定する選挙の効力又は当選の効力に関する主張ではなく、公選法第二百六条において準用する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十条第一項に規定する不適法なものとして、却下を免れない。

なお、申立人は、企業団議会議員選挙の候補者が本件選挙の当選人と同一であることから、本件選挙と企業団議会議員選挙が同時に執行されたものであるとし、当委員会に対し本件選挙と企業団議会議員選挙を無効とするべきであると主張している。

しかし、既に述べたとおり、本件選挙と企業団議会議員選挙とは、執行機関、執行期日等も異なる別の選挙であることは明らかである。申立人は独自の見解に基づき両選挙を同時に執行されたものであるとし、企業団議会議員選挙に関する独自の主張を根拠に本件選挙の無効又は本件選挙の当選人の当選を無効であるなどと主張しているに過ぎず、申立人の主張には、理由がない。

九 以上のとおり、本件選挙の無効及び本件選挙の当選人の当選の無効を求める申立人の主張には、全て理由がなく、企業団議会議員選挙に関する申立人の主張は不適法な申立てであり、申立人の異議申出を棄却及び却下した原決定を取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十七年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会 委員長 石 澤 道 夫

山梨県選挙管理委員会告示第十二号

平成十六年十一月二十八日執行の北杜市長選挙の効力及び当選の効力に関する審査申立てについて、次のとおり裁決した。

平成十七年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会

委員長 石 澤 道 夫

裁 決 書

山梨県北杜市高根町下黒澤四〇七五番地二三
審査申立人 片桐秀治（六十七歳）

右審査申立人から平成十七年二月三日付けで提起された平成十六年十一月二十八日執行の北杜市長選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は次のとおり裁決する。

主 文

本件審査申立てを棄却する。

第一 審査申立ての要旨及び理由

審査申立人（以下、「申立人」という。）は、平成十六年十一月二十八日執行の北杜市長選挙（以下、「本件選挙」という。）における選挙の効力及び当選の効力に関し、平成十六年十二月三日に北杜市選挙管理委員会（以下、「委員会」という。）に対して異議の申出をしたが、市委員会は、平成十七年一月十三日、この異議申出を棄却する決定（以下、「原決定」という。）を行った。

申立人は、この原決定を不服として、山梨県選挙管理委員会（以下、「当委員会」と

いう。）に対し、原決定を取り消し、本件選挙を無効とする旨の裁決を求めるとともに、予備的に、仮に本件選挙が有効である場合には本件選挙の当選人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査の申立てを行ったものである。

申立人の審査申立ての理由とするところは、審査申立書、反論書等に従って要約すれば、次のとおりである。

一 北杜市の合併に際し調印された合併協定書によると、合併後の北杜市において、条例、規則に関する協定項目として、北杜市の設置に伴い廃止される明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町及び武川村（以下、「合併関係町村」という。）において共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により制定するものとして決定されている。合併関係町村の議員定数は、合併関係町村の条例によりそれぞれ定められているが、この協議の決定により、北杜市においては合併後最初に行われる選挙により議員が選出されるまでの間、北杜市議会議員の定数については、合併関係町村の議員定数が適用されなければならない。即ち、合併関係町村の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。以下、「合併特例法」という。）第七条第一項を適用し、引き続き北杜市議会議員に在任することとして、この協議の決定が拘束している。このため、北杜市においては、合併関係町村の議会議員が引き続き在任し、選挙を含む行政事務の管理執行に関する条例、規則等を定めた後でなければ、選挙を執行することができない。しかし、市委員会は、管理執行に関する条例、規則等がないにもかかわらず、本件選挙を執行し、合併の協議の結果に反し議員定数を三十七人として北杜市議会議員一般選挙（以下、「一般選挙」という。）を執行した。

二 北杜市における条例、規則等は、合併に関する協議において特に指定したものの、即ち合併関係町村に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等を合併関係町村の例により制定しなければならない。北杜市長職務執行者は、この協議の決定の趣旨に反し、合併関係町村において制定されていない公費負担条例を専決処分した。制定される理由のない公費負担条例を適用した本件選挙は、無効である。

三 本件選挙の執行に当たった市委員会は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下、「自治法」という。）第二百五十二条の十七の九に規定する臨時選挙管理委員で組織されたものと認められる。臨時選挙管理委員を選任し、執行する理由のない本件選挙を管理執行させた山梨県知事の責は、免れない。

四 市委員会は、選挙期日及び立候補届出予定者説明会の開催について、行政区長を経由した「回覧」及び「防災無線」等の方法により周知したとしている。しかし、選挙人の権利を助案すれば、全戸配布による適当な方法を用いるのが当然である。市委員会は、本件選挙の期日の告示及び事務手続き等の周知を怠った。

五 本件選挙の当選人白倉政司（以下「本件当選人」という。）は、主として北杜市の施策の実施に当たっている社会福祉法人「愛寿会」の筆頭理事であり、自治法第百四十二条に規定する関係を有する者である。然るに、現在もなおその職にあることは、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「公選法」という。）第百四条の規定により、当選を失つものである。

第二 裁決の理由

当委員会は、審査申立てについてその要件を審査した結果、適法なものと認めてこれを受理し、市委員会から弁明書及び物件の提出を、申立人から反論書の提出を、関係機関等から物件等の提出をそれぞれ受け、慎重かつ厳正に審理を行った。

選挙の効力を争う争訟において、選挙が無効となるのは公選法第二百五条第一項の規定により、選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつその規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られる。

ここでいう「選挙の規定に違反する」とは、主として選挙管理の任にある機関が選挙の管理執行の手續きに関する明文の規定に違反する場合、又は直接その明文の規定がなくても、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害される場合をいうとされている（昭和二十七年十二月四日最高裁判所判決）。

また、「選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合」とは、当該選挙の規定に違反することがなかったならば、選挙の結果、即ち候補者の当落に、現実が生じたところと異なつた結果の生じる可能性のある場合をいうとされている（昭和二十九年九月二十四日最高裁判所判決）。

こうした観点にたつて、本件選挙における選挙の効力について判断する。

一 北杜市の合併に際しては、合併に伴い廃止された合併関係町村の間で、自治法第二百五十二条の第二項及び合併特例法第三条第一項を適用し、峡北地域合併協議会（以下「合併協議会」という。）が設置され、合併に関する協議が整い、合併協定書が調印された。

合併協議会において、北杜市の合併に際しては、最初に行われる選挙により選出される議会の議員定数について、合併特例法第七条による議員の在任特例を適用せず同法第六条第一項の規定を適用し三十七人とすることとし、合意に至つた後、同法第六条第八項により平成十五年十月十六日に合併関係町村の全ての議会がこの協議を議決し、その旨を告示し最終的に決定されている。即ち、北杜市の合併に際しては、合併特例法第七条による議員の在任に関する特例を適用せず、設置選挙を執行するものとされ、その選挙における定数は、この協議により定められた定数である三十七人とされたものである。合併協議会における協議及び合併関係町村の協議において、合併特例法第七条第一項を適用することが決定された事実はない。

北杜市の合併に際しては、廃置分合に伴い廃止される合併関係町村の議会の議員は当然に身分を失つたため、北杜市議会には公選法第三十三条第三項及び第百七条による一般選挙を執行しなければ議員が存在せず、条例を議決すべき議会が成立しない。このため、北杜市においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「自治令」という。）第一条の二の規定により定められた北杜市長職務執行者により、本件選挙及び一般選挙を執行するに当たり自治法及び公選法の定めるところにより欠くことのできない条例を専決処分したことが認められる。従つて、本件選挙を執行するに当たり、管理執行に関する必要な条例、規則等がないという申立人の主張には、理由がない。

また、本件選挙は、先に述べた一般選挙と同じく公選法第三十三条第三項及び第百七条により執行しなければならぬ選挙であることは明らかであり、この点においても申立人の主張には、理由がない。

二 公選法第百四十一条第八項及び第百四十三条第十五項の規定により、市の議会の議員又は長の選挙については、条例で定めるところにより、公職の候補者の自動車の使用及びボスターの作成について無料とすることができるとされている。即ち、法律により市においては公費負担に関する条例を定めることが認められているところであり、合併関係町村において選挙運動の公費負担に関する条例が制定されていないことなどを根拠に、北杜市においてこの条例を制定する理由がないということできない。

三 普通地方公共団体の設置があつた場合の選挙管理委員について、議会が成立し正規の委員が選ばれるまでの間の措置については、自治令第四条に規定されている。北杜市においては、この規定により合併関係町村の選挙管理委員であつた者の互選により定められた者が選挙管理委員に充てられ、本件選挙を執行したものである。北杜市の合併に際し、申立人が主張する自治法第二百五十二条の十七の九に規定する臨時選挙管理委員が、山梨県知事により選任された事実はなく、申立人の主張は、失当である。

四 市委員会は、本件選挙の執行期日を定めた後、報道機関等に選挙に関する情報を提供し、市広報、回覧板等による周知、防災行政無線等の設備を利用した周知等を行っている。市委員会が、本件選挙に関する周知啓発等を怠つたという主張には、理由がない。

また、市委員会は、本件選挙の期日について、公選法第三十三条第三項の規定に基づき、同条第五項第四号に定める期日である平成十六年十一月二十一日に告示しており、申立人の主張には、理由がない。

五 社会福祉法人「愛寿会」（以下「本件社会福祉法人」という。）理事長から当委員

会に提出された物件によると、本件社会福祉法人の理事・評議員であった本件当選人は、平成十六年七月二日付けで本件社会福祉法人理事長に対し辞職願を提出しており、本件選挙の当選人への当選告知が行われた平成十六年十一月二十九日現在において、本件社会福祉法人の理事であったという事実はない。よって、本件社会福祉法人と北杜市との間の請負関係の有無等について検討するまでもなく、本件社会福祉法人の理事であることを理由に、本件当選人が公選法第百四条の規定によりその当選を失うという申立人の主張は、失当である。

六 以上のとおり、本件選挙における選挙の無効及び本件選挙の当選人の当選の無効を求める申立人の主張には、全て理由がなく、申立人の異議申出を棄却した原決定を取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

平成十七年三月二十九日

山梨県選挙管理委員会 委員長 石 澤 道 夫

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニ手印刷 甲府市北口二丁目六番